

廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正の概要

建設廃棄処理は元請責任に、下請けは許可業者以外運搬も不可 日本壁協と施工団体協共催で説明会開く

日本壁装協会と壁装施工団体協議会共催の「下請業者による産業廃棄物運搬・処理の原則禁止等取扱い変更に関する説明会」が、昨年 12 月 22 日に東京・市ヶ谷の建設職能会館で新和環境の近藤亮介社長を講師に招いて行なわれた。これは、昨年 5 月 19 日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正が公布され、1 年以内に施行されることになったのを受けて、施工業者はもとより、業界関係者への周知を図るため実施されたもの。

法改正の理由と概要

環境省は法律一部改正の公布に際して、改正が必要になった理由について、・廃棄物の不法投棄が多く排出者の処理責任の徹底が必要、・廃棄物処理施設の維持管理対策の強化が必要、・優良な廃棄物業者育成、・廃棄物の適正な循環的利用の促進などを挙げている。

そして、改正された法の概要を次のように説明している。

- ・廃棄物を排出する事業者による適正な処理を確保する対策の強化は、
- ・産廃の事業所外保管は事前届出制に。
- ・建設工事で生ずる廃棄物は、元請業者に処理責任を一元化。
- ・不法投棄を発見した土地所有者等の通報努力義務を規定。
- ・従業員等の不法投棄も、事業主に課される量刑を 3 億円以下の罰金に引き上げ。
- ・廃棄物処理施設の維持管理対策の強化。・廃棄物処理業の優良化の推進等。・排出抑制の徹底。
- ・適正な循環的利用の確保。・焼却時の熱利用の促進。

建設廃材・元請責任

更に環境省は都道府県の廃棄物行政主管部に対し、「建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理責任の元請業者への一元化について」と題する書簡を送り、同問題についての詳細な説明をするとともに、周知徹底方を依頼しているの、ここではその要旨を紹介する。

・趣旨

建設産業は、現場に元請、下請、孫請等が存在し、個々の廃棄物につき実際に排出した業者の特定困難な場合がある。このため、知事等が行政指導及び行政処分を行なう相手が不明確となり、建設系廃棄物の不法投棄の要因となっている。

このため、建設系廃棄物は下請業者等ではなく、総括的に指揮監督・管理している元請業者が、排出事業者として当該工事から生ずる廃棄物全体について処理責任を負うこととした。

・各規定の趣旨

・改正法第 21 条の 3 第 1 項について

廃棄物処理法上、建設工事で生じる廃棄物の処理に関する排出事業者は、建設工事の元請業者を「事業者」とするもので、元請業者は発注者から請負った建設工事(下請に行なわせるものを含む)で生じる廃棄物について排出事業者として自ら適正に処理する、又は廃棄物処理業者等に適正に処理を委託しなければならない。

下請け人は廃棄物処理業の許可が無ければ運搬又は処分は行えない。

・改正法第 21 条の 3 第 2 項について

下請が産廃が排出された工事現場内で運搬されるまでの間保管をする場合の基準及び改善命令の規定で、保管には元請下請双方に保管基準が適用される。

・改正法第 21 条の 3 第 3 項について

省令で定める少量の一定の廃棄物の運搬は、処理基準を遵守して自ら運搬(保管は除く)することを例外的に許容するものである。

下請が排出事業者とみなされるのは本項の規定に基づいて運搬を行なう場合のみである。

下請が自ら廃棄物運搬をする旨の契約書が確認出来ない場合は運搬には許可が必要となり本規定に該当しない。また、当該廃棄物が生じた下請以外の者が運搬する場合は元請が排出事業者となる。

なお、下請が行えるのは運搬のみであり、処分や他人への委託は元請でなければ出来ない。

・改正法第 21 条の 3 第 4 項について

下請け人が廃棄物の運搬又は処分を他に委託する場合はマニフェスト交付を義務付けるものである。

下請が他に委託した場合でも、元請の指示、示唆があった場合は元請に委託基準が適用される。

下請が元請から受託した処理を再委託する場合は、従前どおり元請には委託基準が下請には再委託基準が適用される。

・改正法第 19 条の 5 第 1 項第 4 号について

元請が処理も委託処理もしない不作為の場合に下請が不正処理をした場合は、その責任は元請も連帯して負わされる。

元請が他に依頼した産廃が不法投棄等された場合は元請の過失が問われる。この場合、当該産廃の支障を除去する責任を連帯して負わされる。

注意) 本書を無断で転載することを禁じます。